

後援名義使用承認取扱要領

スポーツ推進課

(趣旨)

第1 この要領は、スポーツ推進課の所管事務に関連して、県以外の者が主催して行う行事又は催事（以下「行・催事」という。）について、県に対し後援名義使用承認申請があった場合の承認基準及びその他必要な事項を定めるものとする。

(承認基準)

第2 申請に係る行・催事が（1）及び（2）の要件を満たすときは、後援名義の使用を承認することができる。

（1）行・催事の主催者が次のいずれかであること。

ア 国又は市町村（一部事務組合を含む。）

イ 公益法人（宗教法人を除く。）又はこれに準じる法人若しくは団体

ウ その他、スポーツ推進課長が適当と認める者

（2）行・催事が次のいずれにも該当するものであること。

ア スポーツ推進・スポーツ振興に寄与し、公益性のあるものであること。

イ 行・催事の規模が広域的なものであり、一般に公開されるものであること。但し国、県及び市町村の行政施策と密接な係わりのあるものについてはこの限りでない。

ウ 営利を目的としないものであること。

エ 具体的計画性を有し、実行性があるものであること。

オ 特定の思想・宗教等の普及を図るものではないこと。

カ 特定の法人又は個人の売名的要素がないこと。

キ 県の後援が県民の感情にそぐわないものではないこと。

ク 後援名義の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）に規定する暴力団員、暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。

(承認の手続き)

第3 後援名義の使用承認は、様式第1号により、次の条件を付して行うものとする。

（1）行・催事の名称及び後援名義使用期間

（2）県は、行・催事に係る経費を一切負担しないこと

（3）事故防止対策について万全の措置を講ずること。万一この行・催事において事故が発生した場合、この責任について、県は一切関知しないこと

（4）承認後、行・催事に係る事業計画等に変更があったときは、様式第2号により直ちに届け出ること

（5）行・催事終了後は、その結果について、様式第3号により報告書を提出すること

（6）その他

付則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。